

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

経 済 局

(平成 22 年度)

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>6 貸付 (1)無償貸付理由の合理性 ■株式会社仙台ソフトウェアセンター 同社は平成5年4月に設立した市の出資団体であり、地域の情報化人材の育成及び普及・啓発を図る拠点施設の敷地を使用貸借しているものである。市は当該使用貸借契約に際して、「その他特別の事由があると市長が認めたとき」（仙台市財産条例第6条第3号）に該当するものとして、無償貸付としている。</p> <p>この「特別の事由」に関する市の説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢同社は①情報化人材を育成する機関、②市内IT企業を支援する機関、③市の情報化を支援する機関、④市内中小企業の情報化を支援する機関、として市の情報関連施策の企画・立案及び実施を行う公的な役割を担っていること ➢同社の財務状況は必ずしも健全でなく、使用料を徴収した場合の同社への負の影響が懸念されること <p>しかし、同社は一般的なIT関連の研修や、IT化の推進・支援コンサル、テナント・駐車場賃貸といった民間企業でも行っている収益事業も実施しているため、同社の実施事業に公益上の必要性が認められる事業が含まれていたとしても、公益事業の実施がどの程度同社の事業損益に影響を与えているものか判断することができない。</p>	<p>株式会社仙台ソフトウェアセンターについては、情報化人材の育成や市内IT企業の支援を行うなど、高い公益性を有することなどから本市所有地の無償貸付を行ってきた。同社が平成29年度末に解散したことに伴い、平成30年7月に、同社清算法人及び本市が、本市所有地内の同社所有建物等の売却及び本市所有地の貸付を条件とした建物等利活用事業者の募集を実施し、平成30年11月に事業候補者を決定した。本市所有地については、平成30年12月17日に、事業候補者と、本市公有財産価格審議会の答申を踏まえ年額14,524,000円で事業用定期借地権設定契約を締結し、平成31年1月15日より有償貸付を開始した。</p>